

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱

制 定 令和6年3月27日 建住政第3701号
第1回改正 令和6年7月10日 建住政第1084号
最近改正 令和6年12月11日 建住政第2258号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代の転入・定住の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、住替えに要する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 平成18年4月2日以降に出生した子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
 - イ 令和6年4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び第12条第1項に規定する実績報告をする日までに申請又は申告を行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯
- (2) 補助対象世帯 第3条に該当する補助事業の対象となる世帯をいう。
- (3) 住替え予定者 補助対象世帯の構成員に複数の世代が含まれる場合で、第1号アに規定する世帯の当該子に最も近い世代の構成員又は第1号イに規定する世帯の当該夫婦の両方若しくはそのいずれかのことをいう。
- (4) 住宅事業者等 よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。
- (5) 対象住宅 住替え予定者が取得する、別表1で規定するいずれかの住宅のことをいう。
- (6) 新築住宅 新たに建設された住宅で、これまで人の居住の用に供したことがないものをいう。

- (7) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (8) 新築型 別表1第1項で規定する、補助の対象となる要件を備えた新築住宅をいう。
- (9) リノベ型 別表1第2項で規定する、補助の対象となる要件を備えた既存住宅をいう。
- (10) 注文住宅タイプ 別表1第1項の規定に該当する住宅の新築工事のための工事請負契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (11) 建売タイプ 別表1第1項の規定に該当する住宅の要件を備えた住宅の取得のための売買契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (12) 既存住宅リノベタイプ 別表1第2項の規定に該当する住宅にするためのリノベーション工事のための工事請負契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (13) 買取再販タイプ 別表1第2項の規定に該当する住宅の要件を備えた住宅の取得のための売買契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (14) 申請区分 第10号から第13号に規定する各申請形式をいう。
- (15) リノベーション工事 窓など全ての開口部(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分に含まれる玄関扉を除く。)を断熱改修するための工事をいう。
- (16) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)における断熱等性能等級のことをいう。
- (17) 『ZEH』 強化外皮基準(平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値0.60W/m²・K以下)への適合、並びに再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減及び再生可能エネルギーを導入し、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減がされる住宅。
- (18) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (19) 住替え予定日 第3条第2項第2号に規定する登記の申請日又は第3条第2項第3号に規定する転居の日の、いずれか遅い予定日のことをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯は、それぞれの申請日において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 子育て世帯等であること。
- (2) 住替え予定者が、対象住宅を取得(共有の持分を取得する場合及び第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加する場合を含む。)すること。
- (3) 世帯の構成員のうち、第2項第1号で規定する契約をする者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (4) 世帯の構成員いずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱(令和5年3月建住政第3436号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項のほか、補助の対象となる子育て世帯等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 住替え予定者が、住宅事業者等との間に、申請区分に応じて、第6条第1項又は第8条第1項の申請を受け付けた日が属する年度の2月末日までを引渡しの期限とする対象住宅の工事のための契約又は取得のための契約を、令和5年4月1日以降に書面で締結していること。

(2) 世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度の2月末日（以下「住替え期限」という。）、までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の申請をしていること。

ただし、やむを得ない事情により住替え期限までに対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の申請ができないと市長が認める場合で、第12条第2項により市長が別に定める実績報告期限までに実績報告が行われる場合はこの限りではない。

(3) 世帯の構成員の全員が、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、この限りでない。

ア 子育て世帯等が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、従前の子育て世帯等の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地の住所に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合

イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が、住替え前からその者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に居住しており、当該住宅の所在地に住所を有する者として住民登録が既になされている場合

ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の一部又は全員が対象住宅の所在地地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合

(4) 次に掲げるアからウまでの全ての要件を満たすこと。

ア 住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）から対象住宅への転居ではないこと。

イ 第2項第1号で規定する契約後から対象住宅への転居までの間に仮の住まいに居住する場合、その仮の住まいが、住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）ではないこと。

ウ 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

エ 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

(5) 第2項第1号で規定する契約を締結する住替え予定者が、当該契約の相手方である住宅事業者等との間に、第8条第1項で規定する申請日までに、横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式。以下「規約」という。）に同意すること。

(6) 省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

（共同事業者）

第4条 共同事業者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

(1) 住宅事業者等であること。

- (2) 前条第2項第5号に規定する規約に同意すること。
 - (3) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
 - (4) 第12条で規定する実績報告までに、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録されていること。
- 2 共同事業者は、前条第2項第5号に規定する規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供をしなくてはならない。

（補助金の額）

第5条 補助対象世帯への補助金の額は、70万円とする。

- 2 次の各号に掲げる場合には、前項で規定する額に当該各号に定める額を加算する。
- (1) 住替え予定者又はその子のうちのいずれかが、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日において、横浜市外に住民登録されており、住替え期限までに横浜市外から転入する場合 30万円
 - (2) 対象住宅が別表2に該当する設備を備えている場合 50万円
- 3 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約時に横浜市内に住民登録されている場合は、前項第1号の規定は適用しない。ただし、住替え予定者が、第6条第1項に規定する申請時に横浜市外に住民登録されており、当該申請後に第3条第2項第1号に規定する契約を締結する場合はこの限りでない。
- 4 次に掲げる額が、第1項及び第2項の規定による補助金の額を下回る場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の額のうち低い方を補助金の額とする。
- (1) 第3条第2項第1号で規定する契約の金額（消費税（地方消費税を含む。）を除いた額とする。以下この項において同じ。）及び別表2に該当する設備の設置に係る金額（消費税（地方消費税を含む。）を除いた額とする。以下この項において同じ。）の合計額
 - (2) 対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とする補助金（以下「国等の補助金」という。）が交付される場合において、第3条第2項第1号で規定する契約の金額及び別表2に該当する設備の設置に係る金額の合計額から国等の補助金の額を差し引いた額

（補助金交付の予約申請及び承認）

第6条 共同事業者又は設計に関する業務を行う者が、補助対象世帯のために、補助金の交付を受けるための予約を行おうとする場合は、補助金予約申請書（第1号様式）及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に予約申請を行うことができる。

- 2 前項の申請は、申請をする日において、補助対象世帯の構成員のいずれかが、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届け出がなされている場合（第3項第2項第3号ただし書きイに該当し、対象住宅以外の住宅に居住している場合を除く。）には、することができない。
- 3 第1項に規定する申請を行おうとする場合には、第8条に規定する補助金交付の本申請の前に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていなければならない。
- (1) 注文住宅タイプ又は既存住宅リノベタイプ 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約又は対象住宅にするための設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う

者と締結等していること。

(2) 建売タイプ 共同事業者が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認通知書（確認済証）を取得していること。

(3) 買取再販タイプ 共同事業者が対象住宅に適合させるための工事等の契約等を締結等していること。

4 市長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めた場合は予算の範囲内において予約申請額分の予算（以下「予約承認額」という）を確保し、要件を満たさないと認めた場合には当該申請を却下する。

5 市長は、前項の規定によって予算の確保をした場合は、予算が確保されていることを申請者（以降「承認対象者」という）に通知するものとする。

6 市長は、第4項及び第11項の規定により申請を却下した場合は、申請者に通知するものとする。

7 第4項の予約承認額の確保期間は、申請を受け付けた日（令和6年4月1日以降かつ開庁時間外及び閉庁日の場合はその翌開庁日）の翌日から起算して6か月又は申請を受け付けた日（令和6年4月1日以降）の属する年度の11月30日のいずれか早い日（以下「予算確保期間」）とする。

8 市長は、次の各号のいずれか該当するまで、承認対象者のために予約承認額を確保しなければならない。

(1) 承認対象者による第8条第1項に基づく申請

(2) 予算確保期間の終了

(3) 次項による確保の解除

9 承認対象者又は補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、予約承認額の確保を解除することができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金予約の承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

10 市長は、第4項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。

11 市長は、第4項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し期限を定めて当該申請の際に提出を受けた書類の補正を求めることができ、期限内に補正がなされない場合には当該申請を却下する。

12 第1項に規定する予約申請は、注文住宅タイプ又は既存住宅リノベタイプに該当する場合は1補助対象世帯につき1件、建売タイプ又は買取再販タイプに該当する場合は、1住宅事業者等につき10件まで申請することができる。

13 承認対象者は、補助対象世帯の構成員からの問い合わせに誠実に対応しなければならない。

14 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。

15 第5項及び第6項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

（予約申請の変更）

第7条 承認対象者が予算確保期間の間に次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金予約変更申請書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 予約申請額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 予約承認額の確保の取消しを求める場合
 - (3) その他市長が申請を必要と認める変更
- 2 市長は、第1項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、審査結果を申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、予算の範囲内において、前項の決定を行わなければならない。
 - 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。
 - 5 第2項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(補助金交付の本申請)

- 第8条 共同事業者が、補助対象世帯のために補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（第3号様式）及び別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、申請をする日において、補助対象世帯の構成員のいずれかが、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届け出がなされている場合（第3条第2項第3号ただし書きイに該当し、対象住宅以外の住宅に居住している場合を除く。）には、することができない。ただし、承認対象者が予算確保期間に申請する場合は、この限りでない。
 - 3 前項の規定については、第6条第1項に規定する申請をしている場合については、適用しない。
 - 4 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による交付決定通知において、必要があると認めたときは交付決定通知書に条件を付すことができる。
 - 4 市長は、第1項の審査において、必要に応じて共同事業者及び住替え予定者にヒアリング等の調査をすることができる。
 - 5 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、共同事業者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
 - 6 市長は、第1項の審査及び第4項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第6号様式）により共同事業者に通知するものとする。
 - 7 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定のお知らせ（第7号様式）により、住替え予定者あてに通知するものとする。

(補助金申請の変更)

- 第10条 補助金の交付決定を受けた共同事業者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（第8号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 補助対象世帯の構成員の変更（第8条の規定による申請の際の補助世帯の構成員のうち、出生予定であった子が出生したことによる変更を除く。）
 - (3) 第9条第1項の規定に基づく交付決定以降に、国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合
 - (4) その他市長が必要と認める変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行い、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により共同事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更の決定をした場合は、補助金交付変更決定のお知らせ（第10号様式）により、住替え予定者あてに通知するものとする。
- 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。

（補助金申請の取下げ）

- 第11条 共同事業者が、申請を取下げようとする場合は、速やかに、補助金取下届（第11号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
- 3 第1項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

（実績報告）

- 第12条 共同事業者は、住替え予定者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転の登記の申請及び補助対象世帯の構成員全員の当該対象住宅への住民登録を完了した場合は、速やかに補助金実績報告書（第12号様式）に別表5で規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の種類、提出方法及び提出期限等は、市長が別に定める。

（補助金額の確定）

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第13号様式）により共同事業者あてに通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定のお知らせ（第14号様式）により住替え予定者あてに通知するものとする。

（補助金交付の請求）

- 第14条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

(補助金の還元)

第16条 共同事業者は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金について、規約に定めた方法により住替え予定者に還元しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、共同事業者又は補助対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10年を経過する日までに補助対象世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第5条第4項の規定に該当することが判明したとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第16号様式)により、共同事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消のお知らせ(第17号様式)により住替え予定者あてに通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

5 共同事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

(調査及び指示)

第18条 共同事業者及び補助対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

(効果分析等調査への協力)

第19条 共同事業者及び補助対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない

い。

2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

(処分等の制限)

第20条 補助対象世帯は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金交付を受けた日から起算して10年間以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(関係書類の保存期間)

第21条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正後の規定については、令和6年7月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に予約申請を行っているもの（その申請に係る本申請を含む。）及び本申請を行っているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第2号の規定は、この要綱の施行日より前に受け付けた予約申請及び本申請についても適用する。

別表1 対象住宅の要件（第3条関係）

1	<p>新築型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の新築住宅であること。</p> <p>(2) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。</p>
2	<p>リノベ型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の既存住宅であること。</p> <p>(2) 子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第4第2号で規定する開口部の断熱改修のうち、ZEHレベルの省エネ性能に適合するリノベーション工事を実施していること。ただし、既にZEHレベルの省エネ性能に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 耐震性能を確保した建築物であること。</p>

別表2 加算要件の対象となる設備（第5条第2項第2号関係）

1	<p>建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、『ZEH』の評価・認証を受けた新築住宅であって、次に該当する太陽光発電設備とあわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合は、第5条第2項第2号に規定する加算対象とする。</p>
2	<p>次に該当する3kW以上の発電能力を有する太陽光発電設備を設置する既存住宅であって、あわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合は、第5条第2項第2号に規定する加算対象とする。（第6条又は第8条に規定する申請時に既に設置されている場合を含む）</p>
(1)	<p>太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置された定置用であること ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの
(2)	<p>蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置された定置用であること ・一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること
(3)	<p>ヒートポンプ給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間沸上げ形 自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯器であること

別表3 予約申請提出書類（第6条関係）

<p>1-1 注文住宅タイプ</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）</p> <p>(2) 第6条第3項第1号に規定する書面の写し</p> <p>(3) 第6条第3項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書、所有前の場合は当該土地の売買契約書の写し など）</p>
<p>1-2 建売タイプ</p> <p>(1) 対象住宅の建築確認通知書（確認済証）の写し</p>
<p>1-3 既存住宅リノベタイプ</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）</p> <p>(2) 第6条第3項第1号に規定する書面の写し</p> <p>(3) 既存住宅の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書、所有前の場合は当該既存住宅の売買契約書の写し など）</p>
<p>1-4 買取再販タイプ</p> <p>(1) リノベーション工事の契約書の写し</p>
<p>2 第3条第2項第4号ア又はイの補助対象世帯に関する書類（注文住宅タイプ、既存住宅リノベタイプのみ）</p> <p>(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>
<p>3 共通</p> <p>(1) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し</p> <p>(2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書等等婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

別表4 本申請提出書類（第8条関係）

1 共通	<p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に住民登録の異動が無い場合は省略できる。</p> <p>(2) 横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約</p> <p>(3) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <p>(4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
2-1 新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）	<p>(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し</p> <p>(2) 第3条第2項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書、所有前の場合は当該土地の売買契約書の写し など）</p> <p>(3) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書又は建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書）</p>
2-2 リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）	<p>(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し（当該書面又は付属する仕様書等において、リノベーション工事に使用する建材が施工されることが分かること）</p> <p>(2) 既存住宅の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書、所有前の場合は当該既存住宅の売買契約書の写し など）※既存住宅リノベタイプのみ</p> <p>(3) 対象住宅の関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）</p> <p>(4) リノベーション工事に使用する建材が別表1の2(2)の要件を満たすことがわかる資料（子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第4第2号で規定する製品の性能区分がわかるもの、製品カタログ等で熱貫流率の記載があるもの、など）</p> <p>(5) リノベーション工事を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）</p> <p>(6) 耐震性を確保した建築物であることを確認することができる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）又は第12条に規定する実績報告までに耐震性を確保することが確認できる書類（工事の見積書など）</p>

<p>3 第3条第2項第4号ア又はイの補助対象世帯に関する書類（承認対象者からの申請で、本申請時点において現況が予約申請時から変更が無い場合は省略できる）</p>
<p>(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>
<p>4 第5条第2項第2号に関する書類</p>
<p>別表2に規定する設備を設置することが分かる書類</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>ア 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書（リノベ型のみ）</p> <p>イ BELS評価書（新築型のみ）</p> <p>ウ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p> <p>(2) 蓄電池</p> <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブの製品登録掲載ページの写し</p> <p>イ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p> <p>(3) ヒートポンプ給湯器</p> <p>ア 製品カタログ等</p> <p>イ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p>
<p>5 第5条第4項第2号に関する書類</p>
<p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>

別表5 実績報告提出書類（第12条関係）

<p>1 共通</p>
<p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <p>(3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(4) 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書</p>

<p>の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類</p> <p>(5) 対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、住替え予定者が支払ったことがわかる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2-1 新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）</p>
<p>(1) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類（建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など）</p>
<p>2-2 リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）</p>
<p>(1) リノベーション工事を実施したことがわかる書類（工事完了後の写真など）</p> <p>(2) 交付決定時に耐震性能が確保されていなかった建築物だった場合、実績報告時点で耐震性能が確保されていることが確認できる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）</p>
<p>3 第5条第2項第2号に関する書類</p>
<p>別表2に規定する設備を設置したこと分かる書類</p>
<p>4 第5条第4項に関する書類</p>
<p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>